

議案第44号

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県部等設置条例（昭和27年鹿児島県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次条第1項第8号」を「次条第1項第7号」に、「企画部」を「総合政策部」に、「PR・観光戦略部」を「観光・文化スポーツ部」に改め、同条第2項中「文化スポーツ局及び」を削る。

第3条第1項第5号中「条例」を「広報及び条例」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第2項を次のように改める。

2 男女共同参画局においては、前項第6号に掲げる事項を分掌する。

第4条（見出しを含む。）中「企画部」を「総合政策部」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「PR・観光戦略部」を「観光・文化スポーツ部」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) 文化芸術及びスポーツの振興に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(鹿児島県国土利用計画審議会条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「企画部」を「総合政策部」に改める。

(1) 鹿児島県国土利用計画審議会条例（昭和49年鹿児島県条例第41号）第6条

(2) 鹿児島県土地利用審査会条例（昭和49年鹿児島県条例第42号）第6条

(鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表企画部の表中「企画部」を「総合政策部」に改める。

別表PR・観光戦略部の表中「PR・観光戦略部」を「観光・文化スポーツ部」に改める。

(鹿児島県手数料徴収条例の一部改正)

4 鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1総務部の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、同表の備考中「4の項」を「3の項」に改める。

別表第1企画部の表中「企画部」を「総合政策部」に改める。

別表第1PR・観光戦略部の表中「PR・観光戦略部」を「観光・文化スポーツ部」に改め、同表1の項事務の欄中「（以下）」を「（昭和24年法律第210号。以下）」に改め、同項に

次のように加える。

(4) 法第57条において準用する法第22条の規定に基づく鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士の登録	鹿児島県 世界文化遺産地域 通訳案内士登録手数料	5,100円
(5) 法第57条において準用する法第23条第2項の規定に基づく鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士登録証の訂正	鹿児島県 世界文化遺産地域 通訳案内士登録証 訂正手数料	4,000円
(6) 法第57条において準用する法第24条の規定に基づく鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士登録証の再交付	鹿児島県 世界文化遺産地域 通訳案内士登録証 再交付手数料	4,000円

(鹿児島県文化芸術の振興に関する条例の一部改正)

- 5 鹿児島県文化芸術の振興に関する条例（平成17年鹿児島県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第31条中「総務部文化スポーツ局」を「観光・文化スポーツ部」に改める。

(観光立県かごしま県民条例の一部改正)

- 6 観光立県かごしま県民条例（平成21年鹿児島県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第26条中「PR・観光戦略部」を「観光・文化スポーツ部」に改める。

(調整規定)

- 7 附則第3項及び鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年鹿児島県条例第49号）の規定による鹿児島県事務処理の特例に関する条例の改正については、同条例は、鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例によってまず改正され、次いで附則第3項の規定によって改正されるものとする。

(提案理由)

本庁の部等を再編し、総合政策部及び観光・文化スポーツ部を設置する等のため、所要の改正をしようとするものである。